

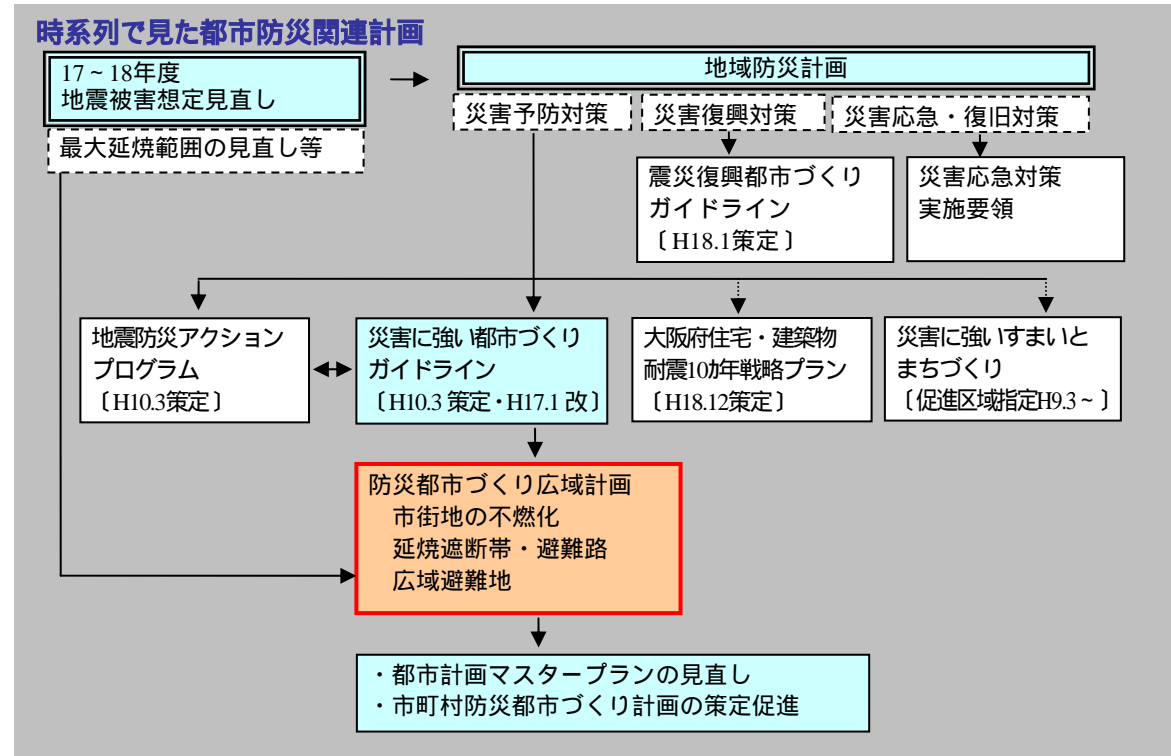
大阪府防災都市づくり広域計画（案）（概要版）

1. 大阪府防災都市づくり広域計画とは

（1）目的

平成 18 年 10 月、大阪府自然災害総合防災対策検討委員会が府域に影響がある直下型地震や東南海、南海地震による被害想定を発表したことを受け、大阪府は各種防災関連計画の見直しを行っている。

「大阪府地域防災計画」や「災害に強い都市づくりガイドライン」には、「大阪府防災都市づくり広域計画」（以下「本計画」）を策定することが定められており、大阪府や府内の市町村が都市計画マスタープランや個別の都市計画を決定する際、都市防災施策に関わる都市計画上の指針となるものである。

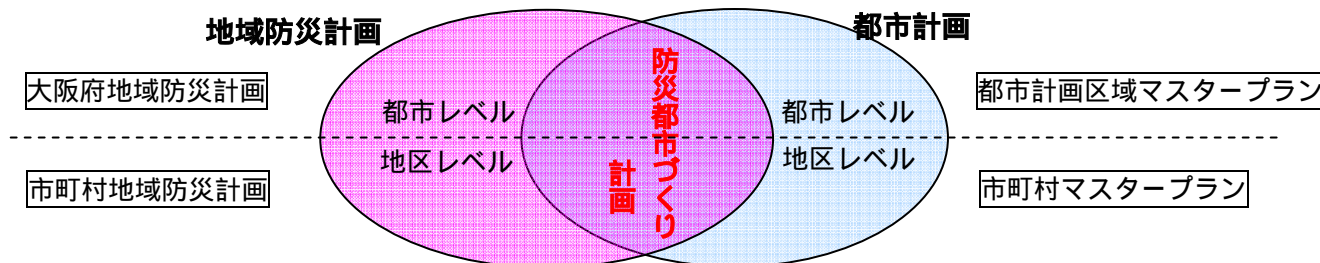


大阪府における都市防災に関連する計画の一覧

（2）位置づけ

「防災都市づくり計画」は、「地域防災計画」における様々な施策の中で、地震災害に対する防災性の向上を図るための都市計画に関する取り組みの総称である。

本計画は、大阪府内全域を対象とした広域的な都市レベルで必要となる取り組みの中で、特に「市街地全体の不燃化」、「都市防火区画（延焼遮断帯）・避難路」、「広域避難地」、などの地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関する都市計画上の施策の方針を中心に示したものである。



大阪府における都市防災に関連する計画の一覧

（3）対象範囲

府内全域を本計画の対象範囲とする。

2. 都市防災上の現状と課題

大阪府自然災害総合防災対策検討委員会が想定された地震火災による最大延焼範囲の周辺 2 km 圏の範囲において、都市防火区画を設定したシミュレーション等を行い、広域的な視点から大阪府の防災性能の現状を調査・検討した結果、以下の課題が抽出された。

密集市街地を中心に、不燃領域率の低い区域が広がっているため、防火・準防火地域の指定区域拡大等により、建築物の不燃化促進が必要。

都市計画道路の沿道の不燃化が進んでいないことなどにより、都市防火区画（延焼遮断帯）整備率の低い区域が広がっているため、沿道の不燃化等により都市防火区画整備率の向上が必要。

一部の地域で 10ha 以上の広域避難地を確保することが困難となっており、10ha 未満の敷地でも広域避難地としての性能を確保できるよう、敷地周辺建築物と一体的に特定防災機能を高める必要がある。

これらの都市防災上の課題を解消するため、建築物の不燃化促進などの方策を、都市計画に明確に位置付ける必要がある。

3. 防災都市づくりにむけての実現化方策

- （1）本計画の都市計画区域マスタープランへの位置づけと防災街区整備方針の充実
- （2）市町村による「防災都市づくり計画」の策定と市町村マスタープランへの位置づけ
- （3）不燃化の促進による防災街区の整備
- （4）都市防火区画（延焼遮断帯）の整備促進
- （5）広域避難地の確保

（1）本計画の都市計画区域マスタープランへの位置づけと防災街区整備方針の充実

大阪府は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域 MP」）」の策定に際して、本計画の方策を必要に応じて都市計画区域 MP に位置付けていくことにより、市町村との連携のもと、以下のような都市計画法上の施策の推進を図る。

- 防災街区整備方針の具体化による密集市街地の整備促進
- 防火地域、準防火地域の指定促進

防災街区整備方針は、密集市街地の整備方針、必要な防災公共施設及びこれと一体的に防災機能を構成する建築物の規制誘導手法などについても具体的に記述するものとする。

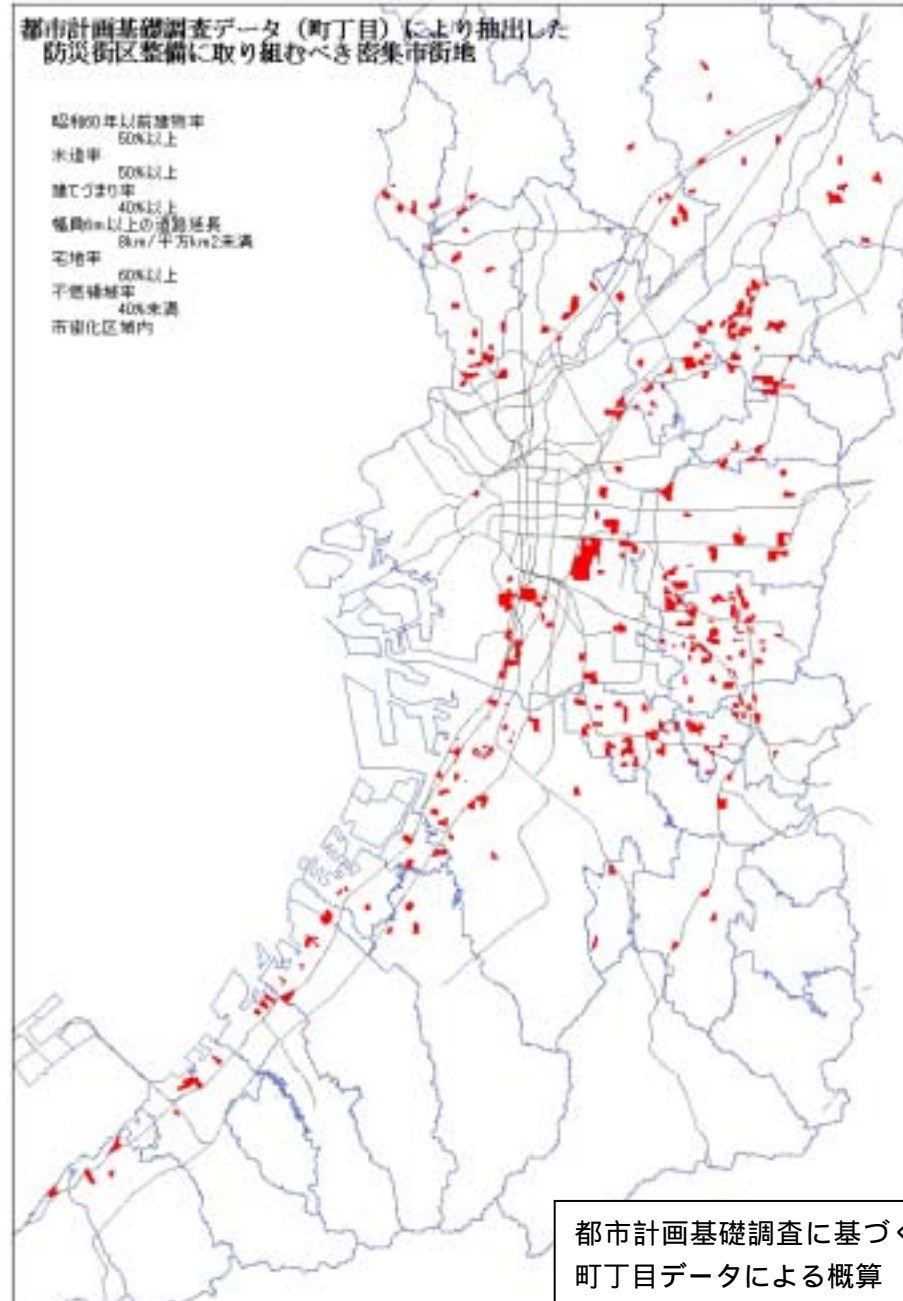
特に、密集事業等の取り組みが行なわれている地域のほか、経年変化等に伴う新たな密集市街地の形成についても検討する必要がある。

防災街区整備に取り組むべき密集市街地の想定

防災街区整備方針の対象とすべき密集市街地や密集状況を把握するために、密集市街地における防災街区整備の促進に関する法律第2条第1号の条文に基づき以下の指標を設定し、都市計画基礎調査データをもとに算出する方法を提案する。

【防災街区整備に取り組むべき密集市街地】

- 「老朽化した」：昭和60年以前建物率50%以上
- 「木造の建築物が密集」：木造率50%以上、建て詰め率40%以上
- 「十分な公共施設がない」：幅6m以上の道路延長が8km/平方km未満
- 「市街地」：宅地率60%以上 かつ 市街化区域
- 「最低限の安全性が確保されていない」：不燃領域率40%未満



本指標は、「災害に強いすまいとまちづくり」の既往指標をもとに、密集市街地整備法の定義に基づく条件、利用データの有無等の条件から実情に合うと考えられるものを試行的に指標としてまとめたものである。すでに密集事業等の取り組みが行なわれている既定の密集市街地については、詳細な建物データに基づく既定の定義に従うべきであり、密集市街地整備法の主旨に反しない限り、独自の指標設定を妨げるものではない。

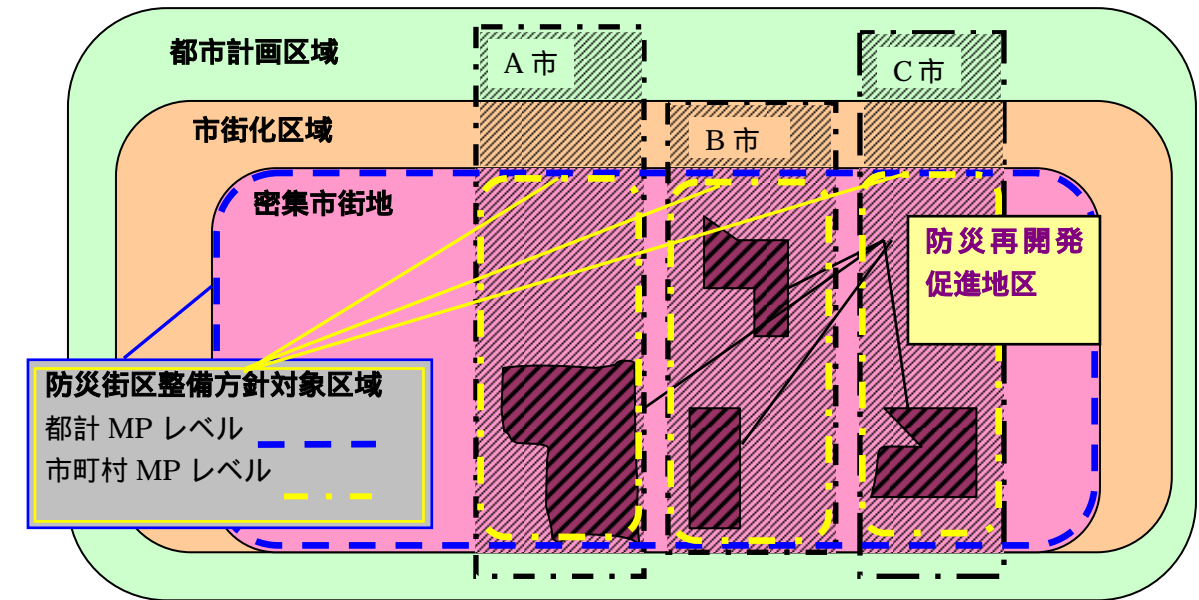
都市計画基礎調査からみた密集市街地のおそれのある地域

(2) 市町村の防災都市づくり計画の策定と市町村マスタープランへの位置づけ

本計画及び大阪府の都市計画における位置付けの強化を踏まえ、市町村においても「防災都市づくり計画」の策定や、「都市計画に関する基本方針(以下「市町村MP」)」への各種施策の位置付けについて、積極的に働きかけていく。

特に密集市街地を抱える市町村においては、詳細な「災害危険度判定調査」を実施し、都市防災上の課題を把握し、その成果に基づく「防災都市づくり計画」の策定等を通じて、防災街区を整備するための具体的施策を市町村MPに位置付けることが求められる。

防災街区整備方針は広域都市計画区域レベルで策定されるため、必ずしも市町村の詳細な施策方針まで含むものとはならないため、密集市街地を有する市町村の市町村MPの中には「防災街区整備方針」に準ずる市町村の基本的な考え方や防災再開促進地区の整備方針を示すことが望ましい。



「防災街区整備方針」、「防災再開促進地区」の策定イメージ

(3) 不燃化の促進による防災街区の整備

大規模地震時の大火による延焼拡大を防ぐためには、街区の建物全体の不燃化を促進し、不燃領域率を向上させるとともに、延焼遮断帯や避難路等の防災公共施設については、周辺の建築物と一体となって特定防災機能を発揮できるように、周辺建築物に対して一定の水準の耐震性能や不燃性能を求める規制誘導策が必要となる。そのため市町村と連携して、以下の施策を推進する。

- 市街化区域における、指定建ぺい率60%以上の区域における準防火地域指定の促進
- 特定防災機能を向上させるための防火地域、特定防災街区整備地区の指定検討
- 密集市街地における地区計画等による規制誘導
- 建築基準法、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(以下「密集市街地整備法」)、耐震改修促進法との連携による規制誘導

特に災害危険度判定調査等により著しく危険と判定された街区内の建築物については、防災再開促進地区内の延焼等危険建築物に対する除却勧告や、特定建築物に対する耐震改修等の必要な指導及び助言など、関係法規に基づく行政指導等についても積極的に検討しなくてはならない場合がある。

防火地域、準防火地域及び特定防災街区整備地区の指定の検討

「特定防災街区整備地区」という地域地区の建築規制の強さは「防火地域」と「準防火地域」の中間に位置し、指定に際しては、「防火地域」または「準防火地域」であることが条件となる。このため「準防火地域」に重ねて指定する場合は、主に、2階500㎡程度以下の小規模な建築物についても準耐火建築物以上の不燃性能を求めることとなり、「防火地域」に指定する場合は、建築物の高さ、壁面位置または間口率等延焼遮断機能を確保するための建築形態規制の強化として機能する。

また本地区の指定は路線型、スポット型の特定防災機能の強化等にも活用できる。

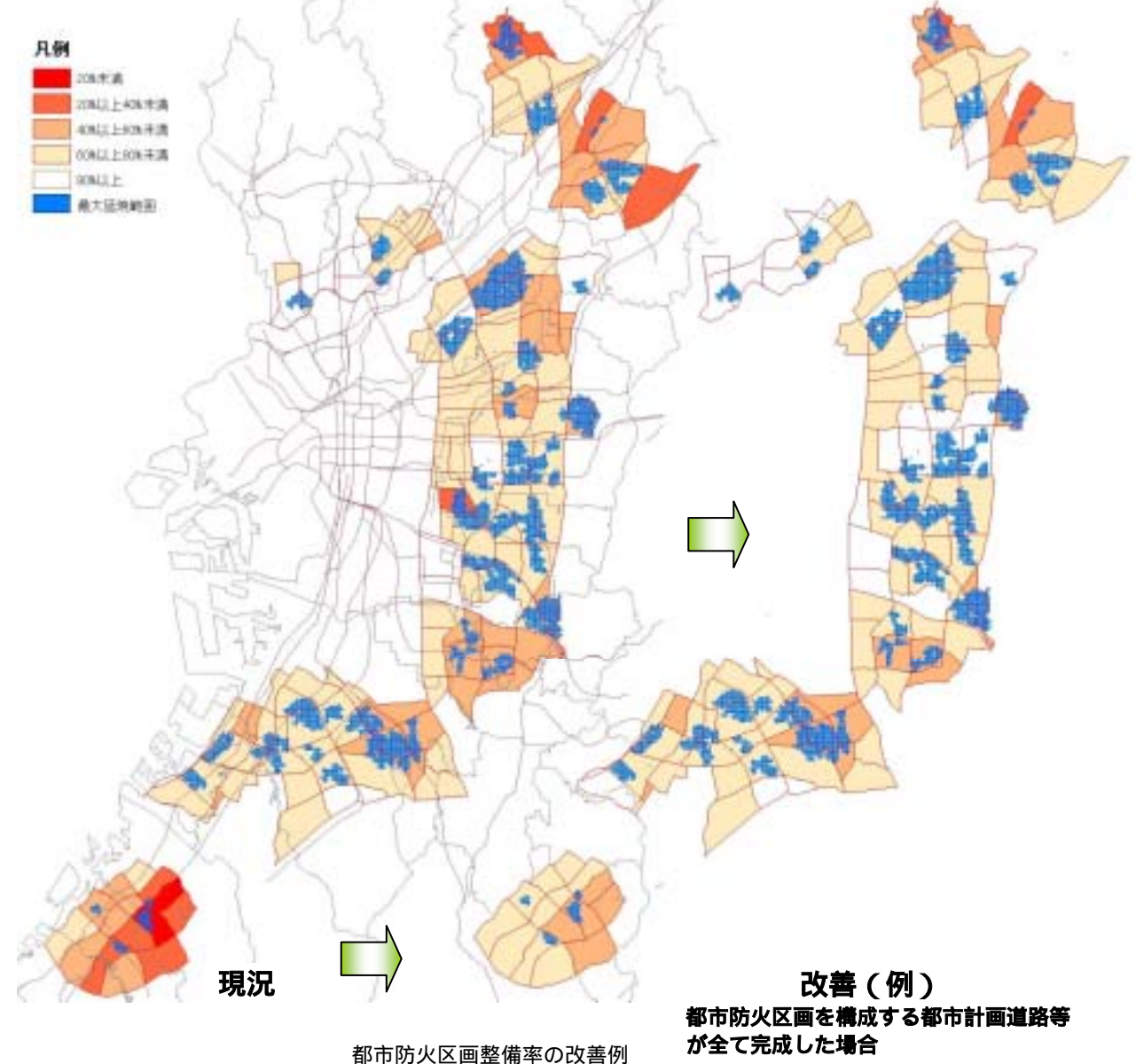
防火、準防火及び特定防災街区整備地区の特徴

	準防火地域	特定防災街区整備地区 ²	防火地域
地階を除く階数が4以上である建築物	耐火建築物	耐火建築物	
延べ面積が1,500㎡を超える建築物			
延べ面積が500㎡を超え、1,500㎡以下の建築物	耐火建築物又は準耐火建築物	耐火建築物又は準耐火建築物	
延べ面積が100㎡を超え、500㎡以下の建築物	耐火建築物又は準耐火建築物 ・外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とする ・延焼3m範囲の高さ1m超の門、塀は不燃材料でつくるか、おおう	耐火建築物又は準耐火建築物 (下欄の木造建築物等の条件を満たす場合はこの限りでない)	
地階がありそれを含む階数が3である建築物			耐火建築物
地階を除く階数が3である建築物	耐火建築物、準耐火建築物又は政令で定める技術的基準 ¹ に適合すること	耐火建築物又は準耐火建築物 (下欄の木造建築物等の条件を満たす場合はこの限りでない)	
階数が2以下であり、かつ延べ面積が100㎡以下である建築物	耐火建築物、準耐火建築物又は政令で定める技術的基準 ¹ に適合すること ・外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とする ・延焼3m範囲の高さ1m超の門、塀は不燃材料でつくるか、おおう	耐火建築物又は準耐火建築物 (下欄の木造建築物等の条件を満たす場合はこの限りでない)	耐火建築物又は準耐火建築物 (下欄の木造建築物等の条件を満たす場合はこの限りでない)
木造建築物等		耐火建築物又は準耐火建築物 (下欄の木造建築物等の条件を満たす場合はこの限りでない)	
その他規制	主な差別化部分	耐火建築物又は準耐火建築物 (下欄の木造建築物等の条件を満たす場合はこの限りでない)	
		・延べ面積が50㎡以内の平家建の付属建築物に限る ・外壁及び軒裏を防火構造とする	・延べ面積が50㎡以内の平家建の付属建築物に限る ・外壁及び軒裏を防火構造とする
		・最低敷地面積規定(必須) ・壁面の位置の制限 ・延焼遮断建築物の間口率、高さの最低限度	

*1 政令で定める技術的基準
外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項についての諸基準で、「延焼範囲1m以内の外壁開口部に認定防火戸を設ける」等
*2 特定防災街区整備地区は準防火地域以上の指定が前提となるため、準防火地域の規制を付け加えて表示している
いずれの地域地区とともに、卸売市場の上家又は機械製作工場等で不燃材料で造られた火災の発生のおそれの少ない建築物の場合は制限なし

都市防火区画を構成する防災公共施設等の整備促進
都市計画道路をはじめとする防災公共施設等の整備にあたっては、本計画中の都市防火区画、延焼遮断機能について考慮していく必要がある。

都市防火区画整備率



(4) 都市防火区画(延焼遮断帯)の整備促進

大規模地震時の同時多発火災により、延焼が拡大するのを防ぐために、本計画において都市防火区画を設定する。都市防火区画整備率の向上を図るため、以下の施策を推進する。

都市防火区画を構成する道路沿道の不燃化の促進

都市防火区画を構成する都市計画道路等の沿道の建築物については、計画道路幅員を含めて幅45~60メートルの延焼遮断帯となるように、沿道地域に防火地域、特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画を指定する等の規制誘導策を講じることにより、都市防火区画の防災機能を向上させる。

街区全体の不燃化の向上

市街化区域においては指定建ぺい率60%以上の区域の準防火地域指定を検討し、特に密集市街地においては、防火地域、特定防災街区整備地区など不燃領域率の向上をめざした地域地区の指定や地区計画等による誘導や規制手法について検討する。

都市防火区画線等(例)

名神高速道路	国道309号	岸和田港塔原線	小阪駅前線	八尾南駅前線	鉄道(京阪本線)
新名神高速道路	国道310号	久宝寺太田線	上伯太線	敷津長吉線	鉄道(近鉄大阪線)
西名阪自動車道	国道423号	郡戸古市線	常盤浜寺線	別所日吉台線	鉄道(近鉄南大阪線)
阪和自動車道	国道479号	古市清水線	新香里西線	片町徳庵線	鉄道(南海高野線)
第2京阪道路	大阪高槻京都線	荒川森河内線	新香里中央線	北信太駅前線	八尾空港
阪神高速大阪守口線	大阪中央環状線	堺かつらぎ線	森屋狭山線	枚方亀岡線	河川(淀川)
阪神高速湾岸線	大阪生駒線	堺羽曳野線	深井畑山宿院線	枚方交野寝屋川線	河川(大和川)
南阪奈道路	大阪池田線	堺阪南線	川辺町線	枚方大和高田線	河川(芥川)
国道1号	大阪臨海線	堺泉北環状線	大阪東大阪線	枚方藤阪線	河川(神崎川)
国道26号	大阪港八尾線	堺富田林線	大阪八尾線	和田福泉線	河川(大津川)
国道163号	大阪高石線	桜島守口線	大堀堺線	東海道新幹線	河川(天野川)
国道170号	岸和田牛滝山貝塚線	山田撰津線	池田秦線	鉄道(JR東海道線)	河川(穂谷川)
国道171号	堺狭山線	十三高槻線	都島茨田線	鉄道(JR学研都市線)	河川(檜川)
国道176号	富田林泉大津線	出島上野芝線	馬場菊水線	鉄道(JR大和路線)	
国道308号	茨木寝屋川線	諸福中垣内線	八尾道明寺線	鉄道(JR阪和線)	

例) 現道が概ね16m以上の道路と都市計画道路の完了及び事業中路線を計上

(5) 広域避難地の確保

広域避難地は、地震に伴う市街地火災から避難者の生命、身体を保護する役割を担うものであり、地域の実情に応じた十分な機能をもつ施設が適正に配置される必要がある。避難困難区域の解消を図るため、以下の施策を推進する。

既定の広域避難地について、その性能、有効性を都市防災の観点から精査する

避難距離や最大収容人員の計画を再精査し、必要に応じ周辺の都市計画事業や都市計画制限を併せて実施し、避難計画人口に即した有効避難面積を確保する必要がある。また、避難者が避難地まで安全に通行できる避難路の確保も重要であるため、避難路の安全確保のための検討を行い、避難路周辺を防火地域に指定する等避難圏域全体の防災性能向上に努めなければならない。

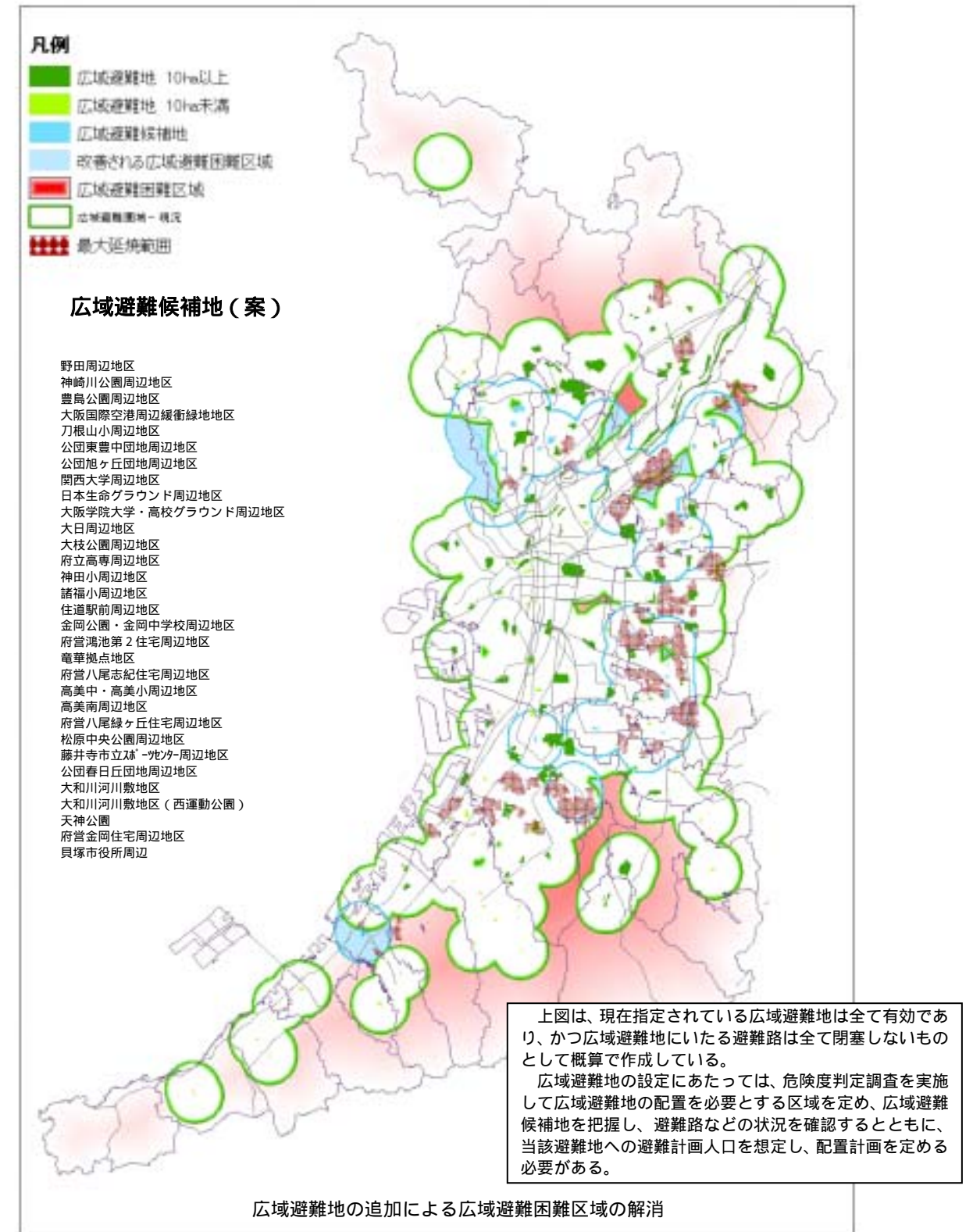
広域避難困難区域を解消するため、広域避難地を追加する

10ha 未満の少し小さい学校敷地程度の規模（1次避難地レベル）であっても、周辺の不燃化によって有効避難面積が1ha以上確保されれば広域避難地として機能する。また、耐火建築物が複数建ち並び住宅団地や商業業務施設等の広い敷地も、広域避難地としての役割が期待できる。

このため、広域避難が困難な区域にあっては、都市計画制限手法等により不燃化を促進させながら、10ha 未満の防災空間の広域避難地としての活用を積極的に検討していく必要がある。

広域避難地の新設が困難な場合の代替策

市街地の密集度が高く、広域避難地の確保が困難な場合には、まち全体を不燃化させる、地区レベルの防災拠点の機能を強化させる、消防力を向上させる等の施策により補完することが考えられる。



4. 今後の進め方

大阪府では、引き続き市町村と連携して木造密集市街地の解消等防災都市づくりに取り組むとともに、本計画で示した施策に基づき、今後改定される都市計画区域マスタープランや防災街区整備方針に位置付けることなど、地震時の市街地大火を抑制するために必要な各種の都市計画上の取り組みを進めていくこととする。

また、様々な機会をとらえて、市町村に対して防災都市づくり計画を策定することや、本計画の内容を市町村のマスタープランに反映させること、さらに災害危険度判定調査を実施することを働きかけるとともに、府として可能な支援を行うことなどにより、府と市町村が連携して防災都市づくりを進めていく。